

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会 教育政策課	
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日	
業 務 名	小中学校昇降機保守点検業務委託	
業 務 の 概 要	小学校 6 校（東栄小学校、渋川小学校、本地原小学校、瑞鳳小学校、旭丘小学校、三郷小学校）、中学校 3 校（旭中学校、東中学校、西中学校）の昇降機について、以下の業務を行う。 ・ 建築基準法第 12 条第 2 項の規定による法定点検及び定期点検	
契約金額（税込）	2, 7 9 2, 9 0 0 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 （該当する□欄に印をつけること）	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	当該設備は三菱電機株式会社が独自の技術により設計製作施工したものであり、本業務委託は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、消耗品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うものであるが、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められ、かつ当該機器の製造者でなければ安全性を担保することが困難な業務である。 以上のことから、製造業者のグループ会社で保守事業を行う三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社へ本業務を委託することが適切と判断されるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は教育委員会事務局教育政策課です。